

## 資料編

## 【資料編】

### 1 荒川区子ども・子育て支援計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果について

#### （１）募集期間

平成 27 年 2 月 12 日（木）～2 月 26 日（木）（15 日間）

#### （２）実施方法

荒川区子ども・子育て支援計画（素案）について平成 27 年 2 月 12 日発行のあらかわ区報特集号と荒川区ホームページ及びあらかわ子育て応援サイト、子育て関連施設にて周知し、全文及び概要版を子育て支援課、学務課、2 階情報提供コーナー及びあらかわ子育て応援サイトにて閲覧に供しました。

#### （３）提出意見数

29 名（内訳：郵送 2 名、FAX 4 名、窓口 9 名、メール 14 名）

窓口には子ども家庭支援センター含む

#### （４）意見の概要及び意見に対する区の考え方

計画全般についての意見	5 件
計画の具体的な内容に関する意見	54 件
（幼稚園等についての意見）	（9 件）
（保育園等についての意見）	（11 件）
（学童クラブについての意見）	（7 件）
（地域子育て交流サロン・ふれあい館・ひろば館についての意見）	（9 件）
（その他）	（18 件）
合 計	59 件

#### （５）意見の取扱い

計画に意見を反映する	0 件
計画（素案）に盛り込まれている	26 件
意見・要望としてお聞きし、今後の参考にする	27 件
その他意見	6 件
合 計	59 件

(6) 提出された「意見の要旨」とそれに対する「区の方考え方」

	意見の要旨	意見に対する区の方考え方	取扱
<b>計画全般</b>			
1	区の子育て支援策のさらなる充実を期待する。	荒川区子ども・子育て基本計画の理念に基づき、さらなる施策の充実を図っていきます。	
2	荒川区子ども・子育て支援計画に意見はない。		
3	この素案から、それぞれの立場の人が、充分に子育て支援に取り組んでいる姿勢が伺うことができる。計画が実現し、「社会が子どもを育てる」という意識が、地域住民に広がり高まることを願っている。		
4	新制度の内容がわからない。誰もが理解できるように簡単に説明してほしい。	多くの方にご理解頂けるよう制度の施行後もわかりやすい説明に努めます。	
5	基本目標毎に、施策の具体的なスケジュールを示してほしい。	第3章第4節において基本目標ごとに関連する事業と今後の方向性を記載し、第5節で今後5年間のサービスの見込みと供給量を示しています。	
<b>幼稚園等</b>			
6	区立幼稚園の教諭を増やしてほしい。	幼稚園教諭については、幼稚園設置基準に基づき、適正に配置しています。	
7			
8	区立幼稚園がそれぞれの特色を公にして、通わせたいと思うようにしてほしい。	現在、各園において、教育内容の充実を図っています。今後はその内容を広くPRするよう努めていきます。	
9	区立幼稚園も給食にすることは難しいことなのか。	区立幼稚園教育における給食の必要性は低いことから、現時点で実施する考えはありません。	
10	役員決めには、保護者も教諭も困っていると思う。区をあげて改革してほしい。	意見については今後の参考とします。	
11	仕事をする保護者に対し、夕方まで預けられる幼稚園が求められている。	区では、区立幼稚園と私立幼稚園と一緒に役割を分担し、幼稚園教育を担っています。 区内の私立幼稚園では預かり保育を実施しておりますので、現時点で預かり保育を区立幼稚園でも実施する計画はありません。	
12	私立幼稚園について、他区の私立幼稚園への補助金も区内私立幼稚園と同等なのはやりすぎではないか。	区内、区外の私立幼稚園等を利用している保護者の負担の軽減と就園機会の拡大を図るため、その保護者に対し補助金を支出しています。	
13	多子世帯の保護者の負担軽減の上限を18歳にした理由は何か。	対象範囲の国基準を拡大して、多子世帯の保護者の経済的負担を軽減し、少子化対策を推進することとしています。	
14	保育園の待機児童の件もあるので、こども園を増やす方がよいのではなか。 子育てしやすい区として今後どのようにしていくのか教えてほしい。	区外の幼稚園への通園状況を踏まえ、身近なところで幼児教育が受けられる環境を整備するため、平成29年度開設に向け私立幼稚園を誘致します。 また、保育園の待機児童解消のため、引き続き、保育利用定員の拡大に努めていきます。	

	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱
<b>保育園等</b>			
15	平成27年4月開園の園もあり受入れ定員が増えるとのこと、今後の荒川区の保育に期待する。	今後とも、本計画に基づき、保育利用定員の拡大に努めていきます。	
16	新しい保育園の建設には、費用などもかかるので、学校の空き教室等を保育園に転用してほしい。	これまでも、汐入小学校の空き教室を利用したしおり保育室や旧ひろば館を活用した認証保育所等、既存の建物を保育園に転用する取組を推進してきました。 今後とも、区有財産の有効活用等を図りながら、保育利用定員の拡大に努めていきます。	
17	保育園をもう少し増やしてほしい。特に西日暮里地区が少ない。	今後とも、本計画に基づき、保育利用定員の拡大を図っていきます。	
18	病児・病後児保育事業を各地域で実施してほしい。また、小学生以上も受け入れ可能な所があると助かる。	病児・病後児保育については、平成29年度に病児・病後児保育実施施設を1園追加する予定としています。今後とも、医療機関との連携可能性を模索し、事業者の意向等を踏まえながら、事業拡大に向けて検討していきます。	
19	保育定員の拡大や病児・病後児保育事業の拡充を希望する。	病児・病後児保育については、平成29年度に病児・病後児保育実施施設を1園追加する予定としています。 また、平成27年4月には日暮里地域と町屋地域に私立認可保育園を開設します。 今後とも、本計画に基づき、保育利用定員の拡大に努めていきます。	
20	病児・病後児保育事業を利用したが、利用時間が短いこと、交通の便が悪いこと、利用できる症状が限定されていること、等の不便があったので改善してほしい。	保育園へ通園している子どもを健全に保育するため、症状等や預かる時間に一定の条件を設けています。 また、平成29年度に病児・病後児保育事業実施施設を1園追加する予定としています。	
21	保育園入園後も、一時保育のように費用負担や日数制限ありでいいので、土曜日仕事以外の理由で預けられるようにしてほしい。	一時保育は在宅で育児をされている保護者を対象とするサービスです。保育園へ通園している保護者が、就労等により保育を必要とする場合には、お預かりしています。	
22	一時保育を分かりやすいように（利用しやすいように）してほしい。	責任を持ってお子さんの保育をするため、必要な手続きを定めております。 事業の案内については、改善に努めていきます。	
23	一時保育の定員の増加を求める。	4月に一時保育専用室を有する私立認可保育園を町屋地域に開設します。	
24	一時預かり事業（一時保育）は、4時間2,000円のところが多いが、1時間500円にしてもらうことは可能か。	一時預かり（一時保育）は、冠婚葬祭への出席、地域・学校等への行事の参加、一時的な研修・講習への参加、育児疲れの解消等の理由による利用時間を想定しています。 短時間の理由を問わない一時預かりをご希望される場合は、1時間720円のファミリー・サポート・センター事業や1回2時間500円の子育て交流サロン等のサービスがあります。	
25	保育園について、4月入園の結果が遅い。他の自治体はだいたい2月中旬くらいに出ているので、そのくらいにしてほしい。	荒川区内には4月入園時点で生後43日の乳児を受入可能な保育園があり、そのような方も申し込めるようにスケジュールを設定しているため、結果通知の発送を2月20日前後としています。	

	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱
<b>児童事業等</b>			
26	学校休業中期間において、朝の受け入れ時間について検討してほしい。	平成 27 年度から試行実施する放課後子ども総合プランの検証の中で、開設時間について検討していきます。	
27	学童クラブの高学年児童の拡大・充実、適正な職員配置を求めます。	平成 27 年 4 月から、高学年児童の受入を一部の学童クラブで実施します。また、「学童クラブの設備及び運営の基準に関する条例」に基づき、この基準により適切な職員配置を行っていきます。	
28	子ども園と学童クラブの一体化利用を推進し、学校休業中は子ども園の給食を配達できるようにしてほしい。 学童クラブの利用時間を子ども園と同じにしてほしい。 学童クラブで習い事ができるようにしてほしい。	利用時間の拡大については、平成 27 年度から試行実施する放課後子ども総合プランの検証の中で検討していきます。 その他の意見については、今後の参考とします。	
29	学童クラブの土曜日の利用時間を午後 6 時までにしてほしい。	利用時間の拡大については、平成 27 年度から試行実施する放課後子ども総合プランの検証の中で検討していきます。	
30	今後、子どもが小学校に入学したら働こうと思っている。「放課後子ども総合プラン」はとても助かる。	今後、放課後子ども総合プランの拡充を図っていきます。	
31	学童クラブと保育園の延長保育、病児・病後児保育、一時保育の事業拡大をし、利用しやすい金額にしてほしい。 利用方法など、分かりやすく区のWEBサイトなどで周知してほしい。	一部の学童クラブにおいて高学年の受入や定員拡大を行うほか、総合プランの試行実施の中で利用時間の延長を実施します。 保育園での延長保育は、区内全ての認可保育園で実施しています。病児・病後児保育は、平成 29 年度に、また一時保育については平成 27 年度に、定員を拡大する予定です。 利用料金（保育料）については、所得状況等に応じて減免する制度を設けています。	
32		保育園・学童クラブ事業のサービス内容については、区のホームページで各事業の紹介を行っていますが、より分かりやすくなるよう工夫を図っていきます。	
<b>地域子育て交流サロン・ふれあい館・ひろば館</b>			
33	子育て交流サロンを土日も開設してほしい。	地域子育て交流サロンの利用実態を把握し、配置のあり方について検討しつつ、親子ふれあいひろばとの連携の充実も含めて、区内全域での在宅育児家庭の支援を推進していきます。	
34			
35			
36	地域子育て交流サロンなどへなかなか一人で行けない人もいますので、区から積極的に促してほしい。	現在、妊娠届の提出や乳児全戸訪問の際などに地域子育て交流サロンの紹介をしており、より一層の周知をしていきます。27 年度からは「安心訪問事業」を実施し、積極的に働きかけをしていきます。	
37	子育て交流サロンのおもちゃや設備について、衛生・安全管理をしっかりしてほしい。	親子が安心してご利用いただくため、より一層、安全や衛生の確保に努めていきます。	

	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱
38	小学生と一緒に利用できる子育て交流サロンを開設してほしい(サロンは0~3歳の子どもと保護者のみ利用可能)。	ふれあい館・ひろば館では、兄弟姉妹で参加できる事業や催しなど、異年齢で交流できる機会を設けています。 また、平成29年には、図書館、吉村昭記念文学館及び子ども施設の機能が融合し「ゆいの森あらかわ」を開設する予定です。	
39	子どもの年齢別(0歳から1歳 2歳から3歳)で利用できる施設を開設してほしい。	子育て交流サロンでは、年齢に応じた催しを行っているほか、ひろば館やふれあい館では年齢別の乳幼児タイム等の事業を実施していますので、ぜひご利用ください。	
40	2歳児の乳幼児タイムが1カ所しか利用できないが、複数のクラスを利用したい。	ふれあい館・ひろば館の乳幼児タイムの2歳児クラスの参加については、幼児の成長過程に合わせて、クラス活動を通じて友達とのコミュニケーションや社会性を学んだり、自律感や積極性を育成するために1カ所としています。	
41	南千住ふれあい館を利用しているが、特に土曜日の「パパとあそぼう」という催しが、親子で一緒にからだを使って遊べるので気に入っている。	各ふれあい館において、ご意見の事業のほか、数多くの事業を実施しています。引き続き、利用者目線で、地域の皆様に愛されるふれあい館を目指していきます。	
<b>学校教育・子どもの健康・障がい等</b>			
42	子どもの健康のためには、地域ぐるみや家庭で維持していくことが重要である。	乳幼児全戸訪問時に、家庭の状況に応じたアドバイス等を通じて支援を行っているほか、学校では、毎年生活リズムや家庭学習を啓発するリーフレットを全児童・生徒に配布するなど、基本的な生活習慣の育成に取り組んでいます。	
43	妊娠中と産後に関する支援をもう少し充実してほしい。	母親学級においては、産後6カ月後に集まる会を開催し、産前の母親たちと交流することで、産後の生活や子育てについての情報共有を図る取り組みを行っています。 また、産後ケアとして、乳児家庭全戸訪問を行うほか、乳幼児健診の実施、乳幼児期の家族の健康づくりを支援するための講座を開催するなど、妊娠期から産後に至るまで、切れ目ない支援を行っています。 今後も、これらの支援を継続し充実を図っていきます。	
44	子育てに関する悩みを何処に相談したらよいかわからない。相談窓口を分かりやすくしてほしい。	子育て応援サイトやあらかわ区報等を通じて、相談内容に応じた窓口を紹介しています。今後も、わかりやすい周知を心がけ適宜改善に努めます。	
45	1人目の子育てのときは不安が多かったが「安心子育て訪問事業」で子育ての不安を聞いてくれたりサポートしてもらえると助かる。	「安心子育て訪問事業」のほか、地域子育て交流サロンや産後支援ボランティア派遣助成事業や24時間365日対応のキッズコール24等の事業を実施し、様々な支援を行っています。	
46	乳幼児医療費の助成は、本当に助かる。	平成4年から独自施策として、乳幼児を対象に医療費助成を実施しており、今後も子どもの健やかな成長に役立つよう実施していきます。	
47	区は、子育て支援を行う団体の誘致や育成を行うべき。	子育て支援を行うボランティア団体の育成と支援に努めていきます。	

	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱
48	親子ふれあい入浴を、親子で利用しやすい時期にも実施してほしい。	親子ふれあい入浴は、6月から11月中の「あらかわ家族の日」に、荒川区浴場組合の協力を得て、親子のふれあいの場として実施しています。	
49	「きっずニュース」をインターネットでも閲覧できるようにしてほしい。また、ホームページの改装も検討してほしい。	「きっずニュース」の最新号は、平成27年4月に区ホームページと統合し、イベント情報などを適切に提供していきます。	
50	「あらかわ子育ておでかけマップ」や「きっずニュース」等の内容を更新し、正しく記載してほしい。	「おでかけマップ」は2年毎に、「きっずニュース」は隔月に発行しています。内容に変更があった場合は可能な限り最新情報の改善に努めます。	
51	子どもの障がいを早期に見発するためには、たんぼぼセンターが区内に1カ所では少ないのではないか。	たんぼぼセンターは、乳幼児の健診を実施する保健所や区内各地域の保育園など関わりの深い機関や施設と連携する拠点として、障がいの早期発見と支援に努めています。	
52	たんぼぼセンターにおける障がい児への支援を月1回でもいいので、就学後も続けてほしい。	発達の遅れや障がいのある児童が社会に適應していくためには、集団生活等を通じて療育していくことが大切であることから、就学後の支援は学校において行うこととしています。	
53	「子どもの貧困対策」でなく、「親の、家庭の、地域の貧困」としてほしい。	子どもに焦点をあてて、貧困対策を取り組むため、「子どもの貧困」という表現を用いています。	
54	パブリックコメントを募集するのであれば、区報にハガキをつける、入力フォームを準備するなどコメントを集めやすくする工夫をしてはどうか。	意見については今後の参考とします。	
55	アンケートのほか、聞き取り調査などで実際のニーズを集めた方が良い。	今後も、地域子育て交流サロンや保育園など様々な機会をとらえて多くの意見を聴いていきます。	
56	全国的に見ても「PTA」の在り方に不満をもっている人が沢山いる。どの学校でも「PTA」について改革は必要かと思う。	意見については今後の参考とします。	
57	小学生にスマートフォンを持たせることについて、学校で厳しく禁止できないか。	<p>児童・生徒に対しては、道徳や総合的な学習の時間において発達段階に応じた「情報モラル教育」の理論について取り組んできました。また、全校にタブレットPCを導入したことで、小学校の早い段階からメディアに関するリテラシーを高めるとともに、情報モラルの実践力の育成にあたっています。</p> <p>教員に対しては、日本ソーシャルゲーム教会（JASGA）との協働により、校長研修会を実施するとともに、中学校に啓発クリアファイルを配付し、意識を高めました。</p> <p>家庭に対しては、すべての児童・生徒に「考えよう、家族みんなでスマホのルール」を標語とした、スマホを子どもに持たせるときの家庭でのルール作りのための啓発用チラシを配布し、家庭で情報モラルについて話し合う機会を提供してきました。</p>	

	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱
58	子ども達だけで遊ばせたり、一人で道を歩かせたりする親が多く不安に感じており、パトロールの強化を求める。	<p>安全安心パトロールカー（青パト）による巡回では、人通りの少ない路地や犯罪発生地域、繁華街、学校周辺等を強化して実施し、場所によっては降車して注意喚起を行っているほか、児童の下校時に合わせて区立公園と児童遊園も見回っています。</p> <p>全ての小学校では、校門付近に安全推進員詰所として、スクール安全ステーションを設置したほか、下校帰宅時間帯における安全パトロールを行っています。</p> <p>また、町会、学校、PTA、警察、区等の協力のもと、子どもたちが緊急に避難できる場所づくり「わがまちあんしん110番」を推進しているほか、早期に小学校の通学路に防犯カメラを設置するなど、今後も児童の安全確保に取り組んでいきます。</p>	
59	ベビーカーで道を歩いていると区内の横断歩道と道路の段差が少なくならないか	<p>歩車道との境界となる横断歩道前の段差は、車いす使用者やベビーカーの円滑な通行と視覚障がい者の安全な通行となる識別性との双方を考慮し、標準で2cmの段差をつけていました。現在は、様々な意見や他の事例を参考にしながら、道路改修に併せ、段差のより少ない構造に変更をしています。</p>	



## 2 子ども・子育て支援新制度に関する区民説明会

子ども・子育て支援新制度の概要等についての説明会を行いました。

開催日	開催時間	開催場所
平成 26 年 12 月 5 日（金）	第 1 回 午後 3 時～4 時 30 分 第 2 回 午後 6 時 30 分～8 時	サンパール荒川第 7 集会室

### 主な意見

- 区立保育園のプログラムを充実してほしい。
- 病児・病後児保育の施設を拡充してほしい。
- 保育の標準時間・短時間はどのように決まるのか。
- 保育時間により通園する園が決まるのか。
- 利用調整について新制度により変わるのか。
- 保育園について遠くの園に通っている人がいるのでニーズを大切にほしい。
- 就労していなくても認証保育所に通っている人がいるが、認証保育所に認定を受けて通わせるのか。
- 区立認可保育園、私立認可保育園で保育料が同じでも保育の質に差があるが、今後はどうなるのか。
- 保育の標準時間は、保育の開始時間を何時から考えているのか。
- 遠方から引っ越してきて、以前は仕事をしていたが、今は仕事をしていない。これから職を探して、保育園に入園させたいが求職中だと指数が低くなり、入園が難しいがどうしたらよいか。

## 3 あらかわ区報特集号の発行

発行日	平成 27 年 2 月 12 日（木）
掲載内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒川区子ども・子育て支援計画とは</li> <li>・ 荒川区子ども・子育て支援計画（素案）の内容を紹介します</li> <li>・ 地域子ども・子育て支援事業</li> <li>・ 荒川区子ども・子育て支援計画（素案）にご意見をお寄せ下さい</li> <li>・ 27 年度 子育て支援 主要&amp;新規事業</li> <li>・ 荒川区子ども・子育て会議</li> </ul>
発行部数	89,000 部
配布方法	新聞折込及び、駅広報スタンド・公衆浴場・コンビニエンスストア等に配付 子育て世帯には子育て関連施設（保育園・幼稚園・子育て交流サロン・ひろば館・ふれあい館等）を通じて配布

#### 4 荒川区子ども・子育て会議及び荒川区子ども・子育て支援事業計画検討委員会の検討経過

##### (1) 荒川区子ども・子育て会議

開催年月日	議題
平成 25 年 12 月 13 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援新制度について</li> <li>・荒川区の乳幼児と子育て関係施策の現状と推移について</li> <li>・荒川区子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の概要について</li> </ul>
平成 26 年 3 月 20 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)について</li> <li>・ニーズ調査の集計結果(単純集計・速報値)について</li> <li>・子ども・子育て支援事業計画における「区域設定」について</li> <li>・子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について</li> </ul>
平成 26 年 6 月 24 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策について</li> <li>・子ども・子育て支援新制度本格施行までの想定スケジュールについて</li> <li>・国が定める基準に基づき区が定める基準(案)について</li> <li>・公定価格について</li> </ul>
平成 26 年 8 月 27 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援新制度本格施行までの想定スケジュールについて</li> <li>・保育の必要性の認定に関する基準に関する基準等(案)</li> <li>・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案)</li> <li>・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等(案)</li> <li>・学童クラブの設備及び運営に関する基準(案)</li> <li>・子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の補正と「確保方策」の考え方(案)</li> </ul>
平成 26 年 10 月 17 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援新制度本格施行までの想定スケジュールについて</li> <li>・子ども・子育てを取り巻く現状と課題について</li> <li>・事業計画における量の見込み及び確保方策(案)</li> </ul>
平成 26 年 11 月 17 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援新制度本格施行までの想定スケジュールについて</li> <li>・平成 27 年度認可保育所利用定員について</li> <li>・荒川区における今後の放課後児童事業について</li> </ul>

平成 27 年 1 月 23 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援新制度本格施行までの想定スケジュールについて</li> <li>・子ども・子育て支援新制度施行に伴う区内幼稚園・保育園の保育料（利用者負担）の考え方について</li> <li>・（仮称）荒川区就学前教育プログラムの作成について</li> <li>・（仮称）荒川二丁目複合施設の概要について</li> </ul>
平成 27 年 2 月 16 日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒川区子ども・子育て支援計画（素案）について</li> <li>・平成 27 年度の荒川区子ども・子育て会議の開催予定について</li> </ul>
平成 27 年 3 月 17 日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策について</li> <li>・平成 27 年度特定教育・保育施設等の利用定員について</li> <li>・荒川区子ども・子育て支援計画（素案）のパブリックコメント実施結果について</li> </ul>

## （２）荒川区子ども・子育て支援事業計画検討委員会

開催年月日	議題
平成 26 年 7 月 16 日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援新制度検討委員会の設置について</li> <li>・子ども・子育て支援新制度について</li> <li>・子ども・子育て支援事業計画について</li> </ul>
平成 26 年 8 月 15 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒川区子ども・子育て支援事業計画素案（イメージ）について</li> <li>・量の見込み補正について</li> <li>・子ども・子育て支援新制度における確保方策の区の考え方について</li> </ul>
平成 26 年 9 月 24 日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒川区子ども・子育て支援事業計画素案（イメージ）について</li> </ul>
平成 26 年 10 月 21 日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒川区子ども・子育て支援事業計画素案（イメージ）について</li> </ul>
平成 26 年 12 月 10 日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒川区子ども・子育て支援計画素案について</li> </ul>
平成 27 年 3 月 4 日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒川区子ども・子育て支援計画案について</li> </ul>

(3) 荒川区子ども・子育て会議条例、荒川区子ども・子育て会議設置要綱・委員名簿及び荒川区子ども・子育て支援事業計画検討委員会設置要綱

荒川区子ども・子育て会議条例

平成25年荒川区条例第33号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、区長の附属機関として、荒川区子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 会議は、次に掲げる事項について区長の諮問に応じて調査審議し、答申する。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (3) 子ども・子育て支援に係る施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第4条 会議は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員25人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 荒川区内に住所を有する子どもの保護者
- (3) 荒川区内において子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 会議は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないとき、この限りでない。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、子育て支援部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

## 荒川区子ども・子育て会議運営要綱

平成 25 年 11 月 29 日制定  
 ( 25 荒子字第 2927 号 )  
 ( 副 区 長 決 定 )

( 趣 旨 )

第 1 条 この要綱は、荒川区子ども・子育て会議条例(平成 25 年荒川区条例第 33 号。以下「条例」という。)第 11 条の規定に基づき、荒川区子ども・子育て会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

( 会 議 の 傍 聴 )

第 2 条 会議を傍聴できる者の定員は、原則として 20 人以内とする。ただし、会議会長(以下「会長」という。)が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

( 傍 聴 の 手 続 等 )

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、荒川区子ども・子育て会議傍聴券(別記様式。以下「傍聴券」という。)の交付を受け、これを所持しなければならない。

2 傍聴券は、会議の当日に先着順 1 人 1 枚を交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者(以下「傍聴人」という。)は、傍聴券に所定の事項を記入しなければならない。

4 傍聴人は、会議室に入場しようとするときは、傍聴券を係員に提示し、その指示に従って傍聴席に着かなければならない。

5 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を係員に返さなければならない。

( 傍 聴 で き な い 者 )

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 銃器、棒その他他人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのあるもの(張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさ類等)を所持している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 異様な服装をしている者

(4) 写真等を撮影し、ラジオ、テレビ等の録音、録画等をしている者

(5) 前 4 号に定めるもののほか、議事を妨害するおそれがあると認められる者

( 傍 聴 人 の 遵 守 事 項 )

第 5 条 傍聴人は、会議室においては静粛を旨とし、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと

(2) 騒ぎたてる等議事を妨害しないこと

(3) 飲食又は喫煙をしないこと

(4) みだりに席を離れないこと

(5) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと

( 傍 聴 人 の 退 出 )

第 6 条 会長は、条例第 9 条の規定により会議を公開することが適当でないときと認めるときは、会議の途中であっても傍聴人に退場を命ずることができる。

2 会長は、傍聴人がこの要綱の規定に違反したときは、当該傍聴人の退場を命ずることができる。

3 傍聴人は、前 2 項の規定により会長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

( 会 議 開 催 の 公 表 )

第 7 条 会議の開催は、公開又は非公開にかかわらず、原則として会議開催の 1 週間前までに公表する。

2 前項により公表する内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 会議名

(2) 日時

【資料編】

(3) 開催場所

(4) その他会議に必要な事項

(資料の配布)

第8条 会議に用いる資料は、出席した委員にのみ配布するものとする。

(会議録等)

第9条 会長は、会議録を作成し、これを保存するものとする。

2 会議録及び会議において配布した資料は、公開する。ただし、条例第9条による非公開とされた会議のほか、会議において非公開とされた資料については、公開しない。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

## 荒川区子ども・子育て会議 委員名簿

役職	氏名	所属等
会長	丸島 高三	元秋草学園短期大学講師 学校法人丸島学園理事長
副会長	長島 啓記	早稲田大学教育・総合科学学術院教授 荒川区次世代育成支援行動計画推進委員会前委員
	恵美須 文枝	亀田医療大学教授 荒川区次世代育成支援行動計画推進委員会前委員
	香川 昭男	全国・東京都公立小学校児童文化研究会顧問 前北豊島幼稚園園長 現評議員 荒川区次世代育成支援行動計画推進委員会前委員
	春田 一典	荒川区医師会総務理事
	藤間 知永	荒川区私立幼稚園等保護者
	根本 良子	荒川区立幼稚園保護者
	福井 順子	荒川区私立保育園保護者
	道林 祐子	荒川区立保育園保護者
	伊藤 文子	公募委員
	川出 美華	公募委員
	渡辺 とし子	社会福祉法人上智社会事業団理事長
	高橋 系一	学校法人道灌山学園理事長
	千田 公隆	荒川区私立幼稚園等協会会長
	桑原 淳子	荒川区立幼稚園園長会会長
	小西 睦子	荒川区私立保育園園長会会長
	佐々木 真理子	荒川区立保育園園長会代表
	瀬川 章子	荒川区認証保育所連絡協議会代表
	北川 嘉昭	副区長

## 荒川区子ども・子育て支援事業計画検討委員会設置要綱

平成 26 年 6 月 30 日制定  
( 26 荒子字第 1347 号 )  
( 副 区 長 決 定 )

### ( 設置 )

第 1 条 子育て環境の充実を目指し、子ども・子育て支援新制度の事業計画策定にあたり、荒川区の子育て支援施策を総合的・効果的に推進し、よりよい事業計画の策定を図るため、荒川区子ども・子育て支援事業計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### ( 所掌事務 )

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 区域の設定に関すること。
- ( 2 ) 各年度における幼児期の学校教育・保育の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期に関すること。
- ( 3 ) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期に関すること。
- ( 4 ) 幼期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容に関すること。
- ( 5 ) その他、委員長が特に必要と認める事項に関すること。

### ( 組織 )

第 3 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

### ( 委員長等 )

第 4 条 委員長は子育て支援部長とする。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員は別表 1 に掲げるものとする。

### ( 会議 )

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

### ( 関係職員の出席 )

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

### ( 事務局 )

第 7 条 委員会の庶務は、子育て支援課において処理する。

### ( その他 )

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。



## 別表1(第4条関係)

## 荒川区子ども・子育て支援事業計画検討委員会委員

委員長	子育て支援部長
委員	総務企画部長
〃	健康部長
〃	教育部長
〃	総務企画課長
〃	財政課長
〃	健康推進課長
〃	子育て支援課長
〃	児童青少年課長
〃	保育課長
〃	教育施設課長
〃	学務課長

## 5 用語解説

### 【数字】

区分	用語	解説
1	1.57 ショック	平成2(1990)年の1.57 ショックとは、前年(平成元(1989)年)の合計特殊出生率が1.57 と、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった昭和41(1966)年の1.58 を下回ったことが判明したときの衝撃を指したもの
	1号認定	子どもが3歳以上で、幼稚園等での幼児教育を希望する場合、区から受けることが必要となる認定区分
2	2号認定	子どもが3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育園等で保育を希望する場合、区から受けることが必要となる認定区分 保育の必要な事由：就労、妊娠・出産、疾病・障害、親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれ等
3	3号認定	子どもが3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育園等で保育を希望する場合、区から受けることが必要となる認定区分

### 【アルファベット】

区分	用語	解説
D	DV	「domestic violence(ドメスティック・バイオレンス)」の略。一般的には「配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあった人からふるわれる暴力」という意味で使用。 直訳すると「家庭内の暴力」となり、親やその他の親族が子どもや高齢者に対してふるう暴力など、家庭内でふるわれる暴力を含めて使用する場合もある

### 【あ】

区分	用語	解説
あ	愛の手帳	東京都愛の手帳交付要綱に基づき、知的障害者(児)の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者(児)に対する社会の理解と協力を深めることを目的とし、知的障害者(児)が各種のサービス(手当、制度)を受けるため、都が交付している手帳
い	いい母プレッシャー	理想の子育てについての情報を、雑誌やメディア、友人などから得る中で、理想的な母親についてプレッシャーを感じ、悩みを抱えることとされている

### 【か】

区分	用語	解説
か	確保方策	「提供体制の確保(の内容及びその実施時期)」欄を参照
	家庭的保育(事業)	保育を必要とする主に3歳未満の乳幼児を、家庭的保育者の居宅その他の場所で家庭的保育者による保育を行うこと(事業)
	家庭的保育者	区長が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、家庭的保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うものとして区長が適当と認める者
	家庭福祉員	子どもの保育について技能及び経験を有する者が、居宅その他の場所において保育を要する子どもを保育する事業を行うため、区長が認定した者
き	教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、認可保育園
く	区立幼稚園等	区立幼稚園及び汐入こども園の短時間・中時間部分

	グループ型家庭的保育	2人以上の家庭的保育者が実施事業者が経営する保育所等の支援を受けながら、少人数の子どもに対し、同一の建物内で行う保育
こ	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数。なお、東京都全体の数値は、厚生労働省の発表したもの、区の数値は、翌年1月1日現在の住民基本台帳をもとに、東京都福祉保健局が独自に算出したもの
	子ども・子育て関連3法	次の3つの法律 「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号) 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成24年法律第66号) 「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成24年法律第67号)
	子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国または地方公共団体、地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援
	子ども・子育て支援給付	子どものための現金給付(児童手当)及び子どものための教育・保育給付(施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費、特例地域型保育給付費) 地域型保育給付費:区が支給対象として確認する地域型保育事業者へ行う財政支援(費用)
	子どもの貧困	17歳以下の子ども全体に占める貧困線に満たない17歳以下の子どもの存在及びその状況 貧困線:等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整したもの)の中央値の半分の額
	コーホート変化率	各コーホート(同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法
	コモンセンス・ペアレンティング	アメリカで開発された「被虐待児の保護者支援」のペアレンティングトレーニングのプログラム

【さ】

区分	用語	解説
し	施設型給付(費)	区が支給対象として確認する教育・保育施設へ行う財政支援(費用)
	小1の壁	保育園等の開所時間よりも学童クラブの開所時間が短いことで、保護者の就労状況に影響が出ることなど、主に共働き家庭等が、子どもが保育園等から小学校に上がる際に直面する社会的な問題とされている
	私立幼稚園等	私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設、認定こども園の教育部分 幼稚園類似の幼児施設:東京都の基準に基づき、認定した施設
	児童育成手当(育成手当)	児童の福祉の増進を図ることを目的に、次のいずれかに該当する児童を養育しているひとり親家庭等の父又は母及び養育者に支給される手当(東京都制度) 父が離婚した子ども 父又は母が死亡した児童 父又は母が生死不明である児童 父又は母に1年以上遺棄されている児童 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童 婚姻によらなうで生まれた児童

		父又は母が重度の障害を有する児童
	児童虐待通告	児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者が、速やかに行わなければならない通告。通告先は、区市町村、都道府県の福祉事務所若しくは児童相談所（児童委員を介することも可）
	児童扶養手当	児童の福祉の増進を図ることを目的に、次のいずれかに該当する児童を養育しているひとり親家庭等の父又は母及び養育者に支給される手当（国制度） 父母が離婚した子ども 父又は母が死亡した児童 父又は母が生死不明である児童 父又は母に1年以上遺棄されている児童 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童 婚姻によらないうで生まれた児童 父・母ともに不明である児童（孤児など） 父又は母が重度の障害を有する児童
	自立支援プログラム	児童扶養手当受給者等のひとり親のうち、就業支援申込書を提出した者に対し、面接及び相談を行った上で設定した自立目標や就業支援内容を記載した計画書
	身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づき、障がいの程度・種類によって1級～6級までに該当すると認定された者に対し、各種の福祉サービスを受けるため、交付される手帳
せ	生活保護受給者またはそれに準ずる者	現に生活保護を受けている者または保護を必要とする状態にある者、世帯の前年分の総所得が前年の生活保護基準額の1.2倍以内の者

【た】

区分	用語	解説
た	待機児童	認可保育園の入所申込みをされた児童のうち、不承諾となった者から、地方公共団体における単独保育施策（東京都認証保育所、家庭福祉員制度等）の利用者等を除いた児童
ち	地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援事業計画に従って実施する、子ども・子育て支援法で規定された次の13事業 利用者支援、延長保育、低所得者に対する実費徴収費用への助成、施設等の多様な主体の参入促進、放課後児童健全育成、子育て短期支援、乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問、地域子育て支援拠点、一時預かり、病児保育、子育て援助活動支援、妊婦健康診査
	地域型保育（事業）	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育（それらを行う事業） 小規模保育：保育を必要とする主に3歳未満の乳幼児を、利用定員が6人から19人までの保育施設で保育を行うこと（事業） 居宅訪問型保育：保育を必要とする主に3歳未満の乳幼児を、その乳幼児の居宅で家庭的保育者による保育を行うこと（事業） 事業所内保育：保育を必要とする主に3歳未満の乳幼児を、事業主等がその雇用者の乳幼児を保育するための施設で保育を行うこと（事業）
て	提供区域	子ども・子育て支援事業計画で定めることとされている事項。区は、地理的条件、人口、交通事情等を勘案して区域を設定し、その区域ごとに、教育・保育または地域子ども・子育て支援事業の需給計画を策定

	提供体制の確保(の内容及びその実施時期)	子ども・子育て支援事業計画で定めることとされている事項。区が見込んだ量の見込みに対応する施設・事業の整備の内容及びその実施時期
と	特定妊婦	出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

【な】

区分	用語	解説
に	乳幼児	乳児と幼児を合わせた呼称。児童福祉法では、乳児は満1歳未満の者、幼児は満1歳から小学校就学前までの者
	認可保育園	乳幼児を保育するため、国が定めた設置基準(施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等)を満たし、東京都の認可を受けた児童福祉法に基づく児童福祉施設
	認証保育所	都市部では、認可保育園の設置基準を満たす施設を増やすことが困難なこと、多様化する保育ニーズに応えることなどから、東京都独自の基準を設定し、それを満たした保育所。 A型(駅前基本型)とB型(小規模、家庭的保育所)の2種類
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、教育と保育を一体的に行うほか、地域の子育て支援も行う施設で、4類型ある。 幼保連携型：これまでは幼稚園、保育園両方の認可が必要であったが、27年度からは新たに1つの認可基準を策定し、普及促進が期待される類型 幼稚園型：認可幼稚園が、保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えた類型 保育所型：認可保育園が、幼稚園的な機能を備えた類型 地方裁量型：幼稚園、保育園いずれの認可も満たさない施設が、東京都の認定要件を満たした類型

【は】

区分	用語	解説
は	配偶者暴力	配偶者からの「殴る」「蹴る」などの身体的暴力、「脅す」「ののしる」「無視する」などの精神的暴力、「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「性的な行為を強要する」などの性的暴力を含む暴力行為全般 配偶者：婚姻届をしていない場合や、離婚後(事実上離婚したと同様の場合も含む)も引き続き暴力を受ける場合も含む
ひ	病児・病後児	保育園等に在籍する乳幼児のうち、病気(症状が軽度であり入院治療の必要がない場合)または病気回復期にあり、保育園等へ登園できない乳幼児
ほ	保育園等	認可保育園、認証保育所、家庭福祉員、グループ型家庭的保育、認定こども園の保育部分、地域型保育事業所
	母子・父子自立支援員	ひとり親家庭に対し、その相談に応じ、自立に必要な情報提供及び指導を行うほか、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う職員

【や】

区分	用語	解説
よ	養育支援	18歳未満の児童を養育している家庭のうち、次に掲げる家庭 養育者が、心身の不調、疾病等により、子育てに対し不安、孤立感等を抱え、または児童虐待のおそれ若しくはそのリスクを抱える家庭 ひきこもり等家庭養育上の問題を抱える家庭 児童養護施設等の退所または里親委託の終了後の児童の家庭復帰等のため、自立に向けた事後支援が必要な家庭 心身の発達等に遅れが見られる児童のいる家庭 その他区長が支援が必要と認める家庭
	要支援児童	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のうち、要保護児童を除いた児童
	幼児教育（幼児期の学校教育）	満3歳以上の小学校就学前子どもに対して、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして行われるもの
	幼稚園	義務教育及びその後の教育の基礎を培うため、国が定めた設置基準（学級、教職員、施設及び設備等）を満たし、東京都の認可を受けた学校教育法に基づく教育施設
	幼稚園等	区立幼稚園等と私立幼稚園等
	要保護児童	保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

【ら】

区分	用語	解説
り	量の見込み	子ども・子育て支援事業計画策定にあたり、区が推計した幼児教育・保育または地域子ども・子育て支援事業ごとの必要の見込量
ろ	労働力率	「15歳以上人口」に占める「労働力人口」の割合 = 「労働力人口」 ÷ 「15歳以上人口」 × 100 労働力人口：就業者と完全失業者を合わせたもの

【わ】

区分	用語	解説
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和とも言われ、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること